

令和元年5月30日招集

令和元年第2回

十勝中部広域水道企業団議会（臨時会）

十勝中部広域水道企業団議会事務局

目 次

議案第 7 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について P 1
議案第 8 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について P 2

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和元年5月30日提出

十勝中部広域水道企業団
企業長 米 沢 則 寿

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1空知総合振興局（33）の項中「（33）」を「（32）」に改め、「北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局（24）の項中「（24）」を「（23）」に改め、「池北三町行政事務組合」を削る。

別表第2の9の項中「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

（説 明）

北海道市町村総合事務組合規約の変更の協議について、地方自治法第290条の規定により、議決を経ようとするものである。

議案第8号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

令和元年5月30日提出

十勝中部広域水道企業団
企業長 米 沢 則 寿

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

（説 明）

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更の協議について、地方自治法第290条の規定により、議決を経ようとするものである。